

邑楽町公民館で開催される邑楽町主催のイベント及び会議等の開催基準

令和 2 年 6 月 1 日

一部改訂 令和 2 年 7 月 14 日

一部改訂 令和 2 年 11 月 1 日

一部改訂 令和 3 年 1 月 7 日

一部改訂 令和 3 年 2 月 2 日

一部改訂 令和 3 年 2 月 12 日

1. 目的

新型コロナウイルス感染症感染拡大の状況等を踏まえ、邑楽町中央公民館、邑楽町長柄公民館、邑楽町高島公民館の 3 館（以下「邑楽町公民館」という。）で開催される邑楽町が主催するイベント及び会議等（以下「イベント等」という。）の開催基準を以下のとおり定める。

2. 対象施設

邑楽町公民館の設置及び管理に関する条例（平成 29 年 12 月 11 日条例第 25 号）に規定する邑楽町公民館

3. 適用期間

令和 2 年 6 月 1 日～当面の間

4. 開催基準

以下に掲げる項目について感染リスクの評価や開催規模の確認を「邑楽町公民館における新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのチェックリスト」により行い、イベント等の実施を判断する。実施する場合には、いわゆる「3 密」の防止を始め、下記のイベント等を開催する場合の感染防止対策を徹底的に講じることを条件とし、それが実施できないと判断される場合には、延期又は中止を検討する。

(1) リスク評価

①接触感染のリスク評価

他者と共有する物品やドアノブなど不特定多数が触れる場所を特定し、これらへの接触の頻度を評価する。高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、販売機 等）には特に注意を要する。

②飛沫感染のリスク評価

施設における換気の状態を考慮しつつ、イベント等の態様と人と人との距離や位置、方向等を踏まえ、施設内及び会場内で、イベント等関係者相互、イベント等関係者（特に出演者）と来場者、来場者相互、施設従事者と来場者等の各間において、舞台上の発声、対面での長時間の会話、大声での呼びかけ、マスクを外す可能性等が頻発する場所等の状況の評価する。

③集客施設としてのリスク評価

開催にあたっては、大規模な人数の移動が見込まれるか、県域を越えた移動が見込まれるか、施設内での入退場が長時間滞留せず人と人との距離が一定程度確保できるかどうか等について、イベント等の内容やこれまでの施設の来場実績等に鑑み、評価する。

④地域における感染状況のリスク評価

地域の生活圏において、地域での感染者の確認状況を踏まえた施設管理への影響について評価する。

(2) 開催規模（客席の収容率）

①地域の感染の収束状況、イベント等の内容、上演時間、想定される観客層等を踏まえつつ、来場者による大声での歓声、声援、唱和等がないことを前提としうるイベント等については、必要となる感染防止対策を総合的に講じた上で、収容定員までの配席数（収容率 100%以内）とすることを可とする。

②上記以外のイベント等については、マスク着用と発声の抑制の周知及び主催者による個別注意など必要となる感染防止策を総合的に講じた上で、原則として収容率を 50%以内とする。（異なるグループ間では座席を 1 席空ける。ただし、親子等の同一グループ（5 名以内）では座席間隔をあけ

る措置は不要)

- ③高齢者や持病のある方が多数来場すると見込まれるイベント等については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重な対応を検討すること
- ④客席の最前列席は舞台前から十分な距離を取ることとし、最低でも水平距離で 2m 以上を設けること。それが困難な場合には、フェイスシールドの着用など距離を置くことと同等の効果を有する措置を講じること

5. イベント等を開催する場合の感染防止対策

イベント等を開催する場合は、国、群馬県、町、関係団体等のガイドラインで整理された感染防止対策を参考に対策を講じることとする。

(1) 参考とするガイドライン

参考とするガイドラインの代表的なものは以下のとおりとする。

- ・新型コロナウイルス感染症対策本部決定「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和 2 年 3 月 28 日（令和 3 年 2 月 12 日変更））」
- ・公益社団法人全国公民館連合会「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（令和 2 年 5 月 14 日（令和 2 年 10 月 2 日一部改訂））」
- ・公益社団法人全国公立文化施設協会「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインの改訂（令和 2 年 5 月 25 日（令和 2 年 9 月 18 日一部改訂））」
- ・群馬県「新型コロナウイルス感染症にかかる県主催イベント等実施ガイドライン【Ver. 4】（令和 2 年 8 月 27 日）」
- ・邑楽町「邑楽町公民館における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン（令和 2 年 6 月 1 日（令和 3 年 2 月 12 日一部改訂））」

(2) 全ての主体に共通して求められる基本的な感染防止策

館長は、イベント等主催者と協力・連携し、施設やイベント等に関わる全ての主体に対し、以下の基本となる感染防止策を周知するとともに必要となる措置を講じること。

①マスクの原則常時着用

- ②手指の消毒や手洗いの徹底
- ③大声を出さないことの奨励、咳エチケット
- ④相互の社会的距離の確保
- ⑤換気の励行（従事者、イベント等関係者等）
- ⑥飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限
- ⑦厚生労働省の接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの活用
- ⑧検温を励行し、平熱と比べて高い発熱がある場合や下記の症状等に該当する場合には自宅待機等の対応をとる
 - ・咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐 等の症状
 - ・PCR 検査で陽性とされた者との濃厚接触がある場合
 - ・過去 2 週間以内に日本政府から入国制限又は入国後の観察期間を必要とされている国、地域等から帰国した方及び当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある方 等

6. その他

- (1) 邑楽町が後援等を行うイベント等についても、本基準の遵守を依頼する。
- (2) 邑楽町以外のものが実施するイベント等については、本基準を参考とするよう周知する。
- (3) 本開催基準の内容は、感染拡大の動向や専門家の知見等を踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行う。

【多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例】

①人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策の実施

- ・参加時に体温の測定及び症状の有無を確認し、具合の悪い方は参加を認めない。
- ・新型コロナウイルス感染症の検査等において陽性とされた人との濃厚接触がある方は参加を認めない。
- ・過去2週間以内に日本政府から入国制限又は入国後の観察期間を必要とされている国、地域等から帰国した方及び当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある方は参加を認めない。
- ・体調不良の方が参加しないように、キャンセル代について配慮をする。
- ・発熱者や具合の悪い方が特定された場合には、接触感染のおそれのある場所や接触した可能性のある者等に対して、適切な感染予防対策を行う。
- ・会場に入る際の手洗い、手指消毒の実施やイベントの途中においても適宜手洗い、手指消毒ができるような場の確保
- ・主に参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したもの等で消毒を定期的に行う。
- ・飛沫感染を防ぐための徹底した対策を行う（例えば、「手が届く範囲以上の距離を保つ」、「声を出す機会を最小限にする」、「咳エチケット」、「マスク着用」等）

②クラスター（集団）感染発生リスクの高い状況の回避

- ・換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を行う。また、定期的に外気を取り入れる換気を実施する。
- ・人を密集させない環境を整備する。会場に入る人数を館が定める定員より少なくしたり、入退場に時間差を設けたり、人の動線に配慮したりする等の工夫をする。
- ・大きな発声をさせない環境づくり（声援は控える）
- ・共有物の適正な管理又は消毒の徹底等

③感染が発生した場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力

- ・人が集まる場に参加した者の中に感染者が出た場合には、その他の参加者に対して連絡を取り、症状の確認、場合によっては保健所等の公的機関に連絡が取れる体制を確保する。
- ・参加した個人は、保健所等の聞き取りに協力する。また、濃厚接触者となった場合には、接触してから2週間を目安に自宅待機の要請が行われる可能性がある。

④その他

- ・食事の提供は、大皿等での取り分けは避け、パッケージされた軽食を個別に提供する等の工夫をする。
- ・終了後の懇親会は、開催しない、させないようにする。

※上記は例であり、様々な工夫が考えられる。